

身体障害者手帳でつくる義肢・装具 相談から支給までの流れ

相談

市役所



準備



申請

市役所



支給決定



引渡し

市町窓口(福祉事務所・福祉課等)に義肢・装具の利用を相談する

- ※ 申請に必要な書類(支給申請書・医学意見書等)が渡されます。
- ※ 義肢・装具についての専門的な相談は、義肢装具士のいる業者にご依頼ください。
- ※ 先に作製・修理いただいた義肢・装具の申請については、公費負担されませんのでご注意ください。

申請に必要な書類を準備する(医学意見書・処方箋・見積書等)

- ※ 病院等の医師の診察により作成された医学意見書や処方箋を準備します。
- ※ なお、医学意見書の準備については、病院等の医師の診察によらず、県立リハビリテーションセンター更生相談係の巡回相談も利用することができます。
- ※ 市町と契約された業者による見積書もあわせてご準備ください。

準備した書類を持って申請の手続きをする

- 身体障害者手帳
- 印鑑
- 医学意見書
- 処方箋
- 見積書
- 個人番号(マイナンバー)カード
- 補装具費支給申請書

- ※ 市町窓口(福祉事務所・福祉課等)に、準備した書類等を提出・提示ください。
- ※ 申請内容(購入・修理)により必要な書類が変わります。

補装具費支給決定通知書による本人への通知

- ※ 県立リハビリテーションセンター更生相談係の判定や市町の判断を経て支給決定されたのちに支給決定通知書が届きますので、担当業者にご提示ください。

義肢・装具が本人あてに引渡されます

- ※ 支給決定の後に義肢・装具が作製されます。申請から義肢・装具の引渡しまでの期間は、利用者さんごとに異なります。
- ※ 費用の支払い方法は市町により異なります。
- ※ 使用方法や注意事項について、担当業者より必ず説明を受けてください。

※身体障害者手帳でつくる義肢・装具は、判定事務が必要なことから、ご使用いただくまでに時間がかかります。
継続した利用ができるよう、現在の義肢・装具の使用が出来なくなる前に、早めの申請手続をお願いいたします。

お使いの義肢・装具に修理等が必要なときは、市町窓口(福祉事務所等)または業者への連絡をお願いします。

【この義肢・装具のお問い合わせ先はこちらです】